

九州日本香港協会規約

第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 本会は、九州日本香港協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事業を行うために、株式会社ふくや内（福岡市）に事務局を置く。

2 事務局長は会長が指名し、事業の実施運営を統括する。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、九州と香港との経済交流を中心とし相互理解を深め、人的、文化的交流促進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員間および香港との懇親を深めるための各種行事
- (2) 講演会
- (3) 文化芸術の交流
- (4) 経営研究会
- (5) その他

第3章 会員と会費

(会員)

第5条 本会の会員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員
- (2) 個人会員（本人・家族会員）
- (3) 特別会員（名誉顧問・顧問）

2 会員は、本会の目的に沿った行動を行うものとする。なお、会員としてふさわしくない行為があった場合には、理事会の議決により当該会員を退会させることができる。

(会費)

第6条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員：一口 10,000円（年額）

但し、役員企業は5口以上とする

- (2) 個人会員：本人 2,000円（年額）

家族会員 1,000円（年額）

- (3) 特別会員：無料

2 一旦収められた会費は返還しないものとする。

3 法人会員、個人会員（本人・家族会員）の会費の徴収は、当該年度において6ヶ月以上経過したあとの入会においては、半額を徴収する。

第4章 入会および退会

（入会）

第7条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

第5章 会員資格の喪失

第9条 次のような場合、会員は資格を喪失する。

- （1）退会届の提出をしたとき
- （2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- （3）正当な理由なく会費を2年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき
- （4）本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第6章 役員

（構成）

第10条 役員の構成は、次のとおりとする。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）理事 若干名
- （4）監事 若干名

2 役員とは別に、本会に名誉顧問および顧問をおくことができる。

（選出）

第11条 役員の選出は次のとおりとする。

- （1）会長は、総会において選出する
- （2）副会長は、理事より会長が選任する
- （3）理事・監事は、理事会において選任する
- （4）会長および副会長は、理事会の承認により、退任後も名誉顧問となり、理事会に助言を行うことができる
- （5）理事は、理事会の承認により、退任後も顧問となり、理事会に助言を行うことが

できる

(任期)

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員が任期途中で退任した場合、後任役員は理事会で選出する。後任者の任期は前任者の任期の残存期間とする。

(職務)

第13条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、本会の会務を執行する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する
- (3) 理事は、会長および副会長を補佐し、重要な会務を処理する
- (4) 監事は、本会の業務および財産の状況を監査する

第7章 総会

第14条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
- 3 通常総会は、年1回開催し、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
- 4 総会においては、次の議決を行う。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 事業報告および収支決算
 - (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
 - (4) 会長の選任または解任、職務
 - (5) 会費の額
 - (6) その他運営に関する重要事項
- 5 総会は、理事会の決定に基づき、会長が召集する。
- 6 総会の議長は、会長が務める。
- 7 総会の議決は、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決する。
- 8 法人会員および個人会員は、委任状を提出することにより、議決権を行使することができる。

第8章 理事会

第15条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会においては、次の議決を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 理事会は、会長が必要と認めたときおよび理事総数の3分の2以上からの召集請求があったときに会長が召集し、開催する。

4 理事会の議長は、会長が務める。

5 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって議決する。可否同数のときは、議長が決する。

6 理事は、理事会に欠席するときには委任状を提出し、議決権を行使することができる。

第9章 会計

第16条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第10章 雑則

第17条 この会則に定めるほか、必要な事項は会長が定める。

第11章 改正

第18条 本会則は、総会の議決により改正することができる。

附則

この会則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成20年 5 月 17 日から改訂施行する。

この会則は、平成21年 6 月 9 日から改訂施行する。

この会則は、平成21年 7 月 15 日から改訂施行する。

この会則は、平成22年 6 月 15 日から改訂施行する。

この会則は、平成23年 7 月 5 日から改定施行する。

この会則は、平成26年 7 月 11 日から改定施行する。

この会則は、令和 2 年 10 月 19 日から改定施行する。